

2 歳 入

(款) 1 町 税		(項) 1 町 民 税			(単位：千円)	
目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1個 人	714,500	715,570	△1,070	1現年課税分	706,800	○均等割 1月1日時点で町内に居住している個人等に対して、地方税法等の規定により課税するもの 均等割：3,500円 25,000 ○所得割 1月1日時点で町内に居住している個人に対して、地方税法等の規定により課税するもの 所得割：課税標準の6% 681,800
				2滞納繰越分	7,700	○滞納繰越分 前年度より繰越される個人町民税の滞納分で、当年度に納税が見込まれるもの 7,700
2法 人	49,669	62,043	△12,374	1現年課税分	49,500	○均等割 町内に事業所を有する法人に対して、地方税法等の規定により課税するもの 均等割：資本金額・町内従業者数に応じて年額5万円～3百万円 25,000 ○法人税割 町内に事業所を有する法人に対して、地方税法等の規定により課税するもの 法人税割：法人税額に対し標準税率9.7% 24,500
				2滞納繰越分	169	○滞納繰越分 前年度より繰越される法人町民税の滞納分で、当年度に納税が見込まれるもの 169
計	764,169	777,613	△13,444			

(款) 1 町 税		(項) 2 固定資産税			(単位：千円)	
目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1固定資産税	867,363	837,586	29,777	1現年課税分	858,543	○土地 309,206 1月1日時点で町内に土地を所有する者に対して、地方税法等の規定により課税するもの 税率：土地課税標準額の1.4%
				○家屋 393,769 1月1日時点で町内に家屋を所有する者に対して、地方税法等の規定により課税するもの 税率：家屋評価額の1.4%		
				○償却資産 155,568 1月1日時点で町内に償却資産を所有する者に対して、地方税法等の規定により課税するもの 税率：償却資産評価額の1.4%		
				2滞納繰越分	8,820	○滞納繰越分 8,820 前年度より繰越される固定資産税の滞納分で、当年度に納税が見込まれるもの
計	867,363	837,586	29,777			

(款) 1 町 税		(項) 3 軽自動車税			
1軽自動車税	34,336	29,689	4,647	1現年課税分 34,016	○原動機付自転車 2,163 4月1日時点の原動機付自転車の所有者に対して、地方税法等の規定により課税するもの 原付第1種：2,000円、原付第2種（乙）：2,000円、 原付第2種（甲）：2,400円

(款) 1 町 税

(項) 3 軽自動車税

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
						○軽自動車 29,545 4月1日時点の軽自動車の所有者に対して、地方税法等の規定により課税するもの 二輪(250cc以下)：3,600円、四輪乗用自家用：10,800円、 四輪乗用自家用(旧税率)：7,200円、 (重課)：12,900円、(軽課50%)：5,400円 (軽課25%)：8,100円、 四輪貨物営業用：3,800円、(旧税率)：3,000円、 (重課)：4,500円 四輪貨物自家用：5,000円、(旧税率)：4,000円、 (重課)：6,000円
						○小型特殊自動車 776 4月1日時点の小型特殊自動車の所有者に対して、地方税法等の規定により課税するもの 農耕作業用：2,400円、その他：5,900円
						○二輪小型自動車 1,500 4月1日時点の二輪小型自動車の所有者に対して、地方税法等の規定により課税するもの 二輪(251cc以上)：6,000円
						○その他 32 4月1日時点のその他軽自動車の所有者に対して、地方税法等の規定により課税するもの ミニカー：3,700円
				2滞納繰越分	320	○滞納繰越分 320 前年度より繰越される軽自動車税の滞納分で、当年度に

(款) 1 町 税 (項) 3 軽自動車税 (単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
						納税が見込まれるもの
計	34,336	29,689	4,647			

(款) 1 町 税 (項) 4 町たばこ税

1町たばこ税	81,700	84,600	△2,900	1現年課税分	81,700	○現年課税分 たばこの消費に対して、地方税法等の規定により課税するもの	81,700
計	81,700	84,600	△2,900				

(款) 2 地方譲与税 (項) 1 地方揮発油譲与税

1地方揮発油譲与税	22,000	19,000	3,000	1地方揮発油譲与税	22,000	○地方揮発油譲与税 地方揮発油税（国税）総額の42/100を、道路延長1/2・道路面積1/2で按分し県を通じて譲与されるもの 交付時期：6月、11月、3月	22,000
計	22,000	19,000	3,000				

(款) 2 地方譲与税

(項) 2 自動車重量譲与税

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1自動車重量譲与税	47,000	47,000	0	1自動車重量譲与税	47,000	○自動車重量譲与税 47,000 自動車重量税（国税）総額の407/1000を、道路延長1/2・ 道路面積1/2で按分し県を通じて譲与されるもの 交付時期：6月、11月、3月
計	47,000	47,000	0			

(款) 3 利子割交付金

(項) 1 利子割交付金

1利子割交付金	2,700	2,400	300	1利子割交付金	2,700	○利子割交付金 2,700 利子割額（県税）総額の59.4/100を、個人県民税の決算 額の割合に応じて交付されるもの 交付時期：8月、12月、3月
計	2,700	2,400	300			

(款) 4 配当割交付金

(項) 1 配当割交付金

1配当割交付金	10,500	17,500	△7,000	1配当割交付金	10,500	○配当割交付金 10,500 配当割額（県税）総額の59.4/100を、個人県民税の決算 額の割合に応じて交付されるもの 交付時期：8月、12月、3月
計	10,500	17,500	△7,000			

(款) 5 株式等譲渡所得割交付金

(項) 1 株式等譲渡所得割交付金

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1株式等譲渡所得割交付金	13,000	21,500	△8,500	1株式等譲渡所得割交付金	13,000	○株式等譲渡所得割交付金 株式等譲渡所得割額（県税）総額の59.4/100を、個人県民税の決算額の割合に応じて交付されるもの 交付時期：3月
計	13,000	21,500	△8,500			

(款) 6 地方消費税交付金

(項) 1 地方消費税交付金

1地方消費税交付金	202,000	220,000	△18,000	1地方消費税交付金	202,000	○地方消費税交付金 地方消費税額（県税）総額の1/2を、市町村の人口1/2・事業所従業者数1/2で按分し交付されるもの 交付時期：6月、9月、12月、3月
計	202,000	220,000	△18,000			

(款) 7 ゴルフ場利用税交付金

(項) 1 ゴルフ場利用税交付金

1ゴルフ場利用税交付金	91,550	92,000	△450	1ゴルフ場利用税交付金	91,550	○ゴルフ場利用税交付金 ゴルフ場利用税（県税）総額の7/10を、市町村のゴルフ場所在面積に応じて交付されるもの 交付時期：8月、12月、3月
計	91,550	92,000	△450			

(款) 8 自動車取得税交付金

(項) 1 自動車取得税交付金

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1自動車取得税交付金	24,000	17,500	6,500	1自動車取得税交付金	24,000	○自動車取得税交付金 24,000 自動車取得税額（県税）総額の7/10を、市町村道の延長1/2・市町村道の面積1/2で按分し交付されるもの 交付時期：8月、12月、3月
計	24,000	17,500	6,500			

(款) 9 地方特例交付金

(項) 1 地方特例交付金

1地方特例交付金	5,000	5,000	0	1地方特例交付金	5,000	○減収補てん特例交付金 5,000 個人住民税における住宅借入金等特別税額控除の減収分を補てんするために交付されるもの 交付時期：4月、9月
計	5,000	5,000	0			

(款) 10 地方交付税

(項) 1 地方交付税

1地方交付税	1,157,000	1,165,000	△8,000	1地方交付税	1,157,000	○普通交付税 1,070,000 地方公共団体がその財政需要に即した必要な財源を確保できるよう国税4税（所得税・法人税・酒税・消費税）の一定率が交付されるもの 〔算出基礎〕 ・基準財政需要額 3,011,460千円 ・基準財政収入額 1,711,459千円
--------	-----------	-----------	--------	--------	-----------	--

(款)10 地方交付税

(項) 1 地方交付税

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
						・臨時財政対策債 230,000千円 ・予算計上額 1,070,000千円 (調整額等控除後) 交付時期：4月・6月・9月・11月 ○特別交付税 87,000 普通交付税の補完的な機能として、災害等の特殊な財政需要に対して交付税総額の6%が交付されるもの 交付時期：12月、3月
計	1,157,000	1,165,000	△8,000			

(款)11 交通安全対策特別交付金

(項) 1 交通安全対策特別交付金

1交通安全対策特別交付金	2,500	2,600	△100	1交通安全対策特別交付金	2,500	○交通安全対策特別交付金 2,500 交通安全反則金収入額を、交通事故発生件数や人口集中地区人口を基準に按分し交付されるもの 交付時期：9月、3月
計	2,500	2,600	△100			

(款)12 分担金及び負担金

(項) 1 負 担 金

1民生費負担金	32,149	35,276	△3,127	1老人福祉費負担金	653	○老人保護被措置者及び扶養義務者負担金 652 老人福祉法及び老人保護措置費費用徴収に関する規則の規定により算出された負担金が、被措置者と扶養義務者から納入されるもの
---------	--------	--------	--------	-----------	-----	--

(款)12 分担金及び負担金

(項)1 負担金

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
						○滞納繰越分老人保護被措置者及び扶養義務者負担金 科目設定 1
				2児童福祉費負担金	31,496	○未熟児養育医療費負担金 208 未熟児養育医療費の給付に要する費用について、本人または扶養義務者から負担金として納入されるもの ○保育所児童措置費保護者負担金 31,287 児童福祉法及び町保育料の徴収に関する規則に基づき、保育児童の保護者から負担金として納入されるもの ○滞納繰越分保育所児童措置費保護者負担金 1 科目設定
2衛生費負担金	2,947	32,271	△29,324	1保健衛生費負担金	2,947	○比企保健医療圏寝たきり者歯科保健医療事業市町村負担金 2,947 寝たきり者の家庭訪問歯科診療広域運営にかかる費用に対する構成市町村負担金
3教育費負担金	333	382	△49	1教育総務費負担金	333	○独立行政法人日本スポーツ振興センター保護者負担金 333 国、学校の設置者及び保護者の三者が負担している災害共済給付制度を運営する、独立行政法人日本スポーツ振興センター運営経費として保護者から納入されるもの 負担額：①一般児童生徒 (460円/人) ②準要保護児童生徒 (230円/人) ③町立幼稚園児 (200円/人)
△総務費負担金	0	300	△300			
計	35,429	68,229	△32,800			

(款)13 使用料及び手数料

(項) 1 使用料

(単位：千円)

目	本年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1総務使用料	892	892	0	1行政財産使用料	892	○庁舎用地等使用料 ATM・電柱設置等の用地使用料として納入されるもの 892
2民生使用料	20	20	0	1児童福祉使用料	20	○つどいの広場使用料 多世代活動交流センター条例に基づき、町外使用者から 施設使用料として納入されるもの 20
3衛生使用料	4	4	0	1地域下水処理施設使用料	4	○滞納繰越分 前年度より繰越される使用料の滞納分で、当年度に納入 が見込まれるもの 4
4農林水産業使用料	852	892	△40	1活性化施設使用料	38	○活性化施設使用料 農村公園条例に基づき、施設利用者から使用料として納入されるもの 38
				2ふれあい農園使用料	664	○ふれあい農園使用料 特定農地貸付規定に基づき、農園利用者から使用料として納入されるもの 使用料：1区画につき 6,000円/年額 664
				3特産品販売施設使用料	132	○特産品販売施設使用料 特産品販売施設条例に基づき、施設利用者から使用料として納入されるもの 132
				4農村センター使用料	10	○農村センター使用料 亀井農村センター条例に基づき、施設利用者から使用料として納入されるもの 10
				5農業使用料	8	○公共物占用料 公共物（主に農業用水路）の敷地内に設置を許可した物件（電柱等）について、公共物管理条例に基づき許可事業者から納入されるもの 2社 8

(款)13 使用料及び手数料

(項)1 使用料

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
5土木使用料	6,495	6,475	20	1土木使用料	6,495	<p>○道路占用料 6,180 道路敷地内に設置を許可した物件（電柱、電話柱、地下埋設管等）について、道路占用料徴収条例に基づき許可事業者から納入されるもの 33社</p> <p>○準用河川占用料 22 準用河川敷地内に設置を許可した物件（地下埋設管）について、準用河川占用料徴収条例に基づき許可事業者から納入されるもの 3社</p> <p>○公共物占用料 96 公共物（主に水路）の敷地内に設置を許可した物件（電柱、電話柱、ケーブル、橋等）について、公共物管理条例に基づき許可事業者から納入されるもの 12社</p> <p>○都市公園占用料 196 都市公園に公園施設以外の工作物その他の物件又は施設を設けて占用する場合において、その許可を受けた占有物使用料が、都市公園条例に基づき許可を受けた者から納付されるもの 4社</p> <p>○都市公園使用料 1 都市公園において、販売、撮影、興行、催し及びその他行為をしようとする場合において、その許可を受けた行為使用料が、都市公園条例に基づき許可を受けた者から納付されるもの</p>
6教育使用料	11,056	10,062	994	1幼稚園使用料	3,620	<p>○普通保育料 3,420 鳩山町立鳩山幼稚園保育料徴収条例に基づき、文部科学省が告示する幼稚園教育要領に基づく教育課程の保育を</p>

(款) 13 使用料及び手数料

(項) 1 使用料

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
						受ける園児の保育料として保護者から納入されるもの ○預かり保育料 200 鳩山町立鳩山幼稚園保育料徴収条例に基づき、文部科学省が告示する幼稚園教育要領に基づく教育課程外の保育で鳩山町立幼稚園預かり保育規則に定める保育を受ける園児の保育料として保護者から納入されるもの
				2公民館使用料	566	○公民館使用料 566 公民館条例に基づき、施設利用者から使用料として納入されるもの 対象施設：中央公民館、亀井分館、石坂分館、別館陶芸室
				3文化会館使用料	1,560	○文化会館使用料 1,560 1 文化会館条例に基づき、施設利用者から使用料として納入されるもの 2 文化会館条例施行規則に基づき、施設内の附属設備及び備品の利用者から使用料として納入されるもの
				4体育施設使用料	5,064	○社会体育施設使用料 5,064 体育施設条例に基づき、町内外の体育施設利用者から、使用料として納入されるもの 対象施設：亀井運動場、梅沢運動場、中央庭球場、小用庭球場、テニスガーデン、町民体育館
				5学校体育施設使用料	216	○学校体育施設使用料 216 体育施設条例に基づき、小中学校の体育施設利用者から、使用料として納入されるもの 対象施設：町立小中学校体育施設

(款)13 使用料及び手数料

(項)1 使用料

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
				6集会所使用料	30	○石坂集会所使用料 石坂集会所条例に基づき、集会所施設の利用者から、使用料として納入されるもの
計	19,319	18,345	974			

(款)13 使用料及び手数料

(項)2 手数料

1総務手数料	5,047	5,232	△185	1税務手数料	901	○税務事務手数料 税務関係書類の発行に際して、手数料徴収条例に基づき納入されるもの 発行手数料：200円/件	900
						○町税督促手数料 督促状を発した場合において、税条例に基づき徴収されるもの 督促手数料：50円/件	1
				2戸籍手数料	4,146	○戸籍事務手数料 手数料徴収条例に基づき、戸籍全部・個人事項証明書、除籍全部・個人事項証明書等の発行事務に係る手数料として納入されるもの	1,380
						○戸籍事務手数料(出張所) 手数料徴収条例に基づき、戸籍全部・個人事項証明書、除籍全部・個人事項証明書等の発行事務に係る手数料として納入されるもの	285
						○住民登録事務手数料	1,044

(款)13 使用料及び手数料

(項) 2 手 数 料

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
						手数料徴収条例に基づき、住民票又は戸籍の附票の写し、住民基本台帳記載事項証明書等の発行事務に係る手数料として納入されるもの ○住民登録事務手数料（出張所） 435 手数料徴収条例に基づき、住民票又は戸籍の附票の写し、住民基本台帳記載事項証明書等の発行事務に係る手数料として納入されるもの ○事務手数料 660 手数料徴収条例に基づき、印鑑登録証明書、身分証明書、不在住・不在籍証明書等の発行事務に係る手数料として納入されるもの ○事務手数料（出張所） 333 手数料徴収条例に基づき、印鑑登録証明書、身分証明書、不在住・不在籍証明書等の発行事務に係る手数料として納入されるもの ○個人番号カード等交付手数料 9 手数料徴収条例に基づき、個人番号カード・通知カードの交付に係る手数料として納入されるもの
2衛生手数料	607	620	△13	1衛生手数料	607	○犬の登録事務等手数料 607 手数料徴収条例に基づき、犬の登録申請者から納入されるもの 登録手数料：3,000円/頭
3農林水産業手数料	12	12	0	1農業手数料	12	○農用地除外証明等手数料 12 手数料徴収条例に基づき、農家証明、耕作証明、農用地除外証明などの発行事務に係る手数料として納入される

(款)13 使用料及び手数料

(項)2 手数料

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
						もの 発行手数料：200円/件
4土木手数料	146	53	93	1土木手数料	53	○道路関係事務手数料 手数料徴収条例に基づき、道路台帳等の閲覧や境界証明書等の発行事務に係る手数料として納入されるもの 手数料：200円/件
				2都市計画手数料	93	○都市計画関係事務手数料 手数料徴収条例に基づき、用途証明書等の発行事務に係る手数料として納入されるもの ○屋外広告物許可手数料 手数料徴収条例に基づき、屋外広告物に係る許可申請に対する審査手数料として納付されるもの
計	5,812	5,917	△105			

(款)14 国庫支出金

(項)1 国庫負担金

1民生費国庫負担金	229,388	238,762	△9,374	1社会福祉費国庫負担金	785	○低所得者保険料軽減負担金 低所得者に対し、介護保険第1号被保険者の保険料の軽減に要する費用に対して交付されるもの 補助率：1/2	785
				2障害者福祉費国庫負担金	80,144	○介護給付費等負担金 障害者総合支援法に基づく、居宅介護、ショートステイ、生活介護、施設入所等の障害福祉サービス費等に対して交付されるもの	72,604

(款)14 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
						負担率：1/2 ○補装具費負担金 1,350 障害者総合支援法に基づく、補装具（義肢、車イス、補聴器等）給付費に対して交付されるもの 負担率：1/2 ○障害者自立支援医療費負担金 3,550 障害者総合支援法に基づく、更生医療・育成医療（心臓、関節形成手術等）給付費に対して交付されるもの 負担率：1/2 ○障害児施設措置費（給付費等）負担金 1,854 児童福祉法に基づく、児童発達支援等の障害児通所給付費等に対して交付されるもの 負担率：1/2 ○相談支援給付費等負担金 786 障害者総合支援法に基づく、サービス利用支援等の計画相談支援給付費に対して交付されるもの 負担率：1/2
				3児童福祉費国庫負担金	140,540	○児童手当交付金 97,994 0歳から中学校修了前までの児童を監護する者に支給される児童の手当に対して交付されるもの 手当分負担率：受給資格者の区分に応じて定める額 ○未熟児養育医療給付事業負担金 195 未熟児養育医療費の給付に要する費用に対して交付されるもの 負担率：1/2

(款)14 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
						○子どものための教育・保育給付費負担金 42,351 子ども・子育て支援法の規定に基づく、施設型給付費等の支給に要する経費に対して交付されるもの 負担率：1/2
				4国民健康保険事業費国庫負担金	7,919	○国民健康保険保険基盤安定事業負担金 7,919 保険料の軽減の対象となった一般被保険者数に応じて、平均保険料の一定割合が支援金として交付されるもの 負担率：1/2
計	229,388	238,762	△9,374			

(款)14 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

1総務費国庫補助金	5,418	1,114	4,304	1地方創生推進交付金	4,000	○地方創生推進交付金 4,000 地方公共団体がそれぞれの実情に応じて作成する地域再生計画に記載された、まち・ひと・しごと創生に資する事業の効率的かつ効果的な実施を図るために交付されるもの 補助率：1/2
				2戸籍住民基本台帳費国庫補助金	1,418	○個人番号カード交付事業費補助金 1,417 個人番号カード等交付事業経費に対して交付されるもの 補助率：10/10 ○個人番号カード交付事務費補助金 1 個人番号カード等交付事務経費に対して交付されるもの 補助率：10/10

(款)14 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
2民生費国庫補助金	69,231	94,274	△25,043	1社会福祉費国庫補助金	46,178	<p>○生活困窮者就労準備支援事業等補助金 2,000</p> <p>地域において、孤立防止のための地域の実態把握と支援、社会と繋がりを持ち地域への参加を促進するための居場所づくり、日常生活を円滑に営むための見守りや、ちょっとした困り事等の基本的な生活支援などの実施に要する経費に対して交付されるもの 補助率：1/2</p> <p>○臨時福祉給付金（経済対策分）給付事業費補助金 35,700</p> <p>消費税率の引き上げに際し、低所得の住民に与える負担の影響に鑑み、低所得の住民に対する適切な配慮を行うため、暫定的・臨時的な措置として交付されるもの 補助率10/10</p> <p>○臨時福祉給付金（経済対策分）給付事務費補助金 8,478</p> <p>消費税率の引き上げに際し、低所得の住民に与える負担の影響に鑑み、低所得の住民に対する適切な配慮を行うため、暫定的・臨時的な措置として支給される給付金の経費に対し交付されるもの 補助率：10/10</p>
				2障害者福祉費国庫補助金	3,004	○地域生活支援事業費補助金 3,004
				3児童福祉費国庫補助金	20,049	○子ども・子育て支援交付金 20,049
						子ども・子育て支援法に規定する地域子ども・子育て支

(款)14 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明	
				区 分	金 額		
						援事業の実施に要する経費に対し交付されるもの 補助率：1/3	
3衛生費国庫補助 金	177	1,563	△1,386	1保健衛生費国庫 補助金	177	○新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業補助金 国の要綱に定められた一定の年齢の者に対し、無料で検 診を受診できるクーポン券・検診手帳を配布し、受診促 進を図るとともに、がんの早期発見と正しい健康意識の 普及啓発、健康保持及び増進を図ることを目的とした「 がん検診推進事業」を実施するための費用に対して交付 されるもの 補助率：1/2	177
4農林水産業費国 庫補助金	10,000	7,500	2,500	1農地費国庫補助 金	10,000	○農山漁村振興交付金 農山漁村の活性化を図るため、地域の創意工夫を活かし た活性化計画に基づく取組みを支援するために交付され るもの 交付率：1/2	10,000
5土木費国庫補助 金	41,800	592,200	△550,400	1道路改良費等国 庫補助金	41,800	○防災安全交付金 老朽化した社会資本等の総点検などにより、地方公共団 体が必要に応じて実施する通学路対策等の、国民の命と 暮らしを守る経費に対して交付されるもの 補助率：55%	41,800
6教育費国庫補助 金	7,180	13,585	△6,405	1公立小中学校費 国庫補助金	167	○要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金 特別支援学級へ就学する児童生徒の保護者の経済的負担 を軽減するために必要な経費に対して交付されるもの 補助率：1/2	167

(款)14 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明	
				区 分	金 額		
				2幼稚園就園奨励 費国庫補助金	507	○幼稚園就園奨励費補助金 幼稚園児の保護者に対し、保育料等の減免や免除、幼稚園教育振興のために交付されるもの 補助率：1/3	507
				3文化財保護費国 庫補助金	2,299	○埋蔵文化財調査事業（発掘調査・保存活用）補助金 埋蔵文化財調査等に必要な経費に対し交付されるもの 補助率：1/2	2,299
				4学校給食センタ ー改築費国庫補 助金	4,207	○学校施設環境改善交付金（学校給食センター） 既設学校給食センターの解体撤去を行うためのⅢ期工事に必要な経費に対して交付されるもの 補助率：1/3	4,207
計	133,806	710,236	△576,430				

(款)14 国庫支出金

(項) 3 国庫委託金

1総務費国庫委託 金	160	199	△39	1総務管理費国庫 委託金	13	○自衛官募集事務委託金 自衛官募集事務に係る経費に対し、交付金総額を各市町村の入隊者数の実績等により按分し交付されるもの	13
				2中長期在留者住 居地届出事務委 託金	147	○中長期在留者住居地届出事務委託金 中長期在留者住居地届出等事務経費に対して交付されるもの	147
2民生費国庫委託 金	4,190	3,958	232	1社会福祉費国庫 委託金	4,169	○基礎年金等事務費委託金 国民年金法に基づき、国から市町村に対して交付されるもの	3,482

(款)14 国庫支出金

(項) 3 国庫委託金

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
						○協力・連携経費委託金 685 市町村が実施する年金事務に対して、国から市町村に対して交付されるもの
						○特別障害給付金事務費交付金 2 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律に基づき、国から市町村に対して交付されるもの
				2児童福祉費国庫委託金	21	○特別児童扶養手当事務費委託金 21 特別児童扶養手当事務に要する経費に対して交付されるもの 交付額：受給権者数×単価
3農林水産業費国庫委託金	745	690	55	1農業費国庫委託金	745	○排水樋管操作委託金 745 越辺川の出水時における排水樋管操作に要する経費に対して交付されるもの 交付率：10/10
計	5,095	4,847	248			

(款)15 県支出金

(項) 1 県負担金

1総務費県負担金	680	742	△62	1旅券事務交付金	680	○旅券事務交付金 680 県から事務移譲された旅券交付事務について、その事務執行経費に対して交付されるもの
2民生費県負担金	139,860	129,944	9,916	1社会福祉費県負担金	392	○低所得者保険料軽減負担金 392 低所得者に対し、介護保険第1号被保険者の保険料の軽減に要する費用に対して交付されるもの

(款)15 県支出金

(項) 1 県負担金

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
						補助率：1/4
				2障害者福祉費県負担金	40,072	<p>○介護給付費等負担金 36,686</p> <p>障害者総合支援法に基づく、居宅介護、ショートステイ、生活介護、施設入所等の障害福祉サービス費等に対して交付されるもの 負担率：1/4</p> <p>○補装具費負担金 675</p> <p>障害者総合支援法に基づき、補装具（義肢、車イス、補聴器等）給付費に対して交付されるもの 負担率：1/4</p> <p>○障害者自立支援医療費負担金 1,391</p> <p>障害者総合支援法に基づき、更生医療・育成医療（心臓、関節形成手術等）給付費に対して交付されるもの 負担率：1/4</p> <p>○障害児施設措置費（給付費等）負担金 927</p> <p>児童福祉法に基づく、児童発達支援等の障害児通所給付費等に対して交付されるもの 負担率：1/4</p> <p>○相談支援給付費等負担金 393</p> <p>障害者総合支援法に基づく、サービス利用支援等の計画相談支援給付費に対して交付されるもの 負担率：1/4</p>
				3国民健康保険事業費県負担金	33,862	○国民健康保険保険基盤安定事業負担金 33,862
						保険料の軽減の対象となった一般被保険者数に応じて、平均保険料の一定割合が交付されるもの

(款)15 県支出金

(項) 1 県負担金

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
						負担率：軽減分3/4、保険者支援分1/4
				4児童福祉費県負担金	43,549	○児童手当負担金 22,277 0歳から中学校修了前までの児童を監護する者に支給される児童の手当に対して交付されるもの 手当分負担率：受給資格者の区分に応じて定める額
						○未熟児養育医療給付事業負担金 97 未熟児養育医療費の給付に要する費用に対して交付されるもの 負担率：1/4
						○子どものための教育・保育給付費負担金 21,175 子ども・子育て支援法の規定に基づく、施設型給付費等の支給に要する経費に対して交付されるもの 負担率：1/4
				5後期高齢者医療保険事業費県負担金	21,985	○後期高齢者医療保険基盤安定事業負担金 21,985 高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づき、保険基盤安定制度として、低所得者等の保険料軽減分を公費で補填する費用に対して交付されるもの 負担率：3/4
3地方分権推進交付金	1,960	1,900	60	1地方分権推進交付金	1,960	○地方分権推進交付金 1,960 県から事務移譲された事務について、その事務執行経費に対して交付されるもの
△衛生費県負担金	0	1,641	△1,641			
計	142,500	134,227	8,273			

(款)15 県支出金

(項) 2 県補助金

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1民生費県補助金	62,845	60,628	2,217	1社会福祉費県補助金	2,295	○民生委員及び児童委員活動費補助金 民生委員及び児童委員の活動を促進するために交付されるもの 補助率：定額補助 2,295
				2障害者福祉費県補助金	27,315	○在宅重度心身障害者手当支給費補助金 3,750 在宅の重度障害者（身体障害者手帳1・2級、療育手帳①・A、精神障害者保健福祉手帳1級の住民税非課税者対象）に支給する手当に対して交付されるもの 補助率：1/2 ○重度心身障害者医療費補助金 20,526 重度心身障害者医療費に対して交付されるもの 補助率：1/2 ○障害児（者）生活サポート事業費補助金 1,000 在宅の障害者にホームヘルプ、一時預かり等のサービスを提供し介護者負担の軽減を図る事業に対して交付されるもの 補助率：1/2（補助限度額100万円） ○生活ホーム事業費補助金 463 障害者が地域で居宅する生活ホームの運営費に対して交付されるもの 補助率：1/2 ○地域生活支援事業費補助金 1,502 障害者総合支援法に基づき、地域生活支援事業（日常生活用具給付事業、意思疎通支援事業、移動支援事業等）に対して交付されるもの

(款)15 県支出金

(項) 2 県補助金

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
						補助率：1/4以内 ○難聴児補聴器購入助成事業費補助金 24 身体障害者手帳の交付の対象とならない難聴児に、言語習得の促進、コミュニケーションの確保を目的として、補聴器の購入に要する費用の一部を助成する事業に対して交付されるもの 補助率：1/2 ○在宅超重症心身障がい児の家族に対するレスパイトケア事業費補助金 50 人工呼吸器を使用する等、医療ケアを必要とする在宅の超重症心身障がい児を介助する家庭の精神的、身体的負担の軽減を図るため、ショートステイ事業及びデイサービス事業に対して交付されるもの 補助率：1/2
				3老人福祉費県補助金	3,281	○介護保険事業費補助金 1 社会福祉法人等が行う訪問介護や通所介護等サービスについて、生計困難等一定条件該当者が利用した場合の減免分に対して交付されるもの 補助率：3/4 ○在宅福祉事業費補助金 280 町から単位老人クラブ及び老人クラブ連合会に交付する補助金に対して交付されるもの 補助率：2/3 ○埼玉県アクティブシニアの社会参加支援事業補助金 3,000 町がシニアをはじめとした住民の社会参加を支援するた

(款)15 県支出金

(項) 2 県補助金

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
						め実施する市町村の事業に対して交付されるもの 補助率：10/10（補助限度額：300万円）
				4児童福祉費県補助金	29,954	<p>○埼玉県地域子育て支援拠点事業費補助金 3,937 地域子育て支援拠点事業の実施に必要な経費に対して交付されるもの 補助率：1/3</p> <p>○埼玉県多子世帯保育料軽減事業費補助金 839 保育所等に入所する第3子以降の児童の保育料を助成することにより、多子世帯の経済的負担の軽減を図り、少子化の改善を図るため、市町村で行う事業の経費に対して交付されるもの 補助率：1/2</p> <p>○延長保育事業費補助金 547 保育認定を受けた児童について、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、引き続き保育を実施する事業の経費に対して交付されるもの 補助率：1/3</p> <p>○病児保育事業費補助金 1,645 病気の児童を一時的に預かり、保育を実施する事業の経費に対して交付されるもの 補助率：1/3</p> <p>○安心・元気！保育サービス支援事業費補助金 3,911 保育サービス加配事業（低年齢児、障害児・アレルギー児の受け入れ、一歳児保育等）に要する経費に対して交付されるもの</p>

(款)15 県支出金

(項)2 県補助金

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
						補助率：1/2 ○乳幼児医療費補助金 3,076 乳幼児の入・通院に係る医療費に対して交付されるもの
						補助率：1/2 ○ひとり親家庭等医療費補助金 1,121 ひとり親家庭等に係る医療費に対して交付されるもの
						補助率：1/2 ○放課後児童健全育成事業費補助金 12,399 保護者が昼間いない児童の健全な育成を図るために要する経費に対して交付されるもの
						補助率：1/3 ○埼玉県一時預かり事業費補助金 1,473 家庭で保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間、保育所等において一時的に預かり、必要な保護を行う事業の実施に必要な経費に対して交付されるもの
						補助率：1/3 ○結婚新生活支援事業費補助金 900 少子化対策を強化するため、新規に婚姻した低所得世帯を対象に、住宅の取得若しくは賃貸又は引越しに係る費用の補助を行う経費に対して交付されるもの
						補助率：3/4 ○埼玉県教育認定子どもに係る施設型給付費等補助金 106 子ども・子育て支援法に定める教育認定子どもに係る施設型給付費等のうち、地方単独費用分に対して交付され

(款)15 県支出金

(項) 2 県補助金

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
						るもの 補助率：1/2
2衛生費県補助金	3,222	1,263	1,959	1保健衛生費県補助金	3,222	<p>○市町村計画献血者確保促進事業費補助金 28 献血者の確保及び輸血用血液の円滑な供給体制の確立を図るため献血推進事業に要する経費の一部に対して交付されるもの 補助額：人口2万人未満一律28,000円</p> <p>○健康増進事業費補助金 309 健康増進事業(歯周疾患検診、骨粗鬆症検診費等)の経費の一部に対して交付されるもの 補助率：2/3</p> <p>○健康長寿サポーター事業補助金 150 県民が主体となって健康づくりに取り組む「健康長寿サポーター」の普及を図るため、市町村が行う健康長寿サポーターの養成に関する事業に要する経費の一部に対して交付されるもの 補助上限額：150,000円(養成数201人以上)</p> <p>○乳児家庭全戸訪問事業等補助金 53 町が実施する乳児家庭全戸訪問事業に対して交付されるもの 補助率：1/3</p> <p>○骨髄移植ドナー助成費補助金 70 公益財団法人日本骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業において骨髄又は末梢血管細胞を提供した者に対する休業補償として助成した費用に対して交付されるもの</p>

(款)15 県支出金

(項) 2 県補助金

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
						補助率：1/2 ○健康長寿埼玉モデル普及促進事業補助金 353 埼玉県が推進する健康長寿埼玉モデルの推奨プログラムを実施する市町村に対して交付されるもの 補助率：1/3 ○埼玉県自殺対策強化事業補助金 1,154 特に必要性が高く、地域の特性に応じた自殺対策に対して交付されるもの 補助率：1/2（対面相談、電話相談、人材養成、普及啓発事業） 2/3（計画策定実態調査、若年層対策） ○埼玉県利用者支援事業(母子保健型)補助金 1,105 町が実施する母子保健型事業(子育て世代包括支援センター)に必要な経費に対して交付されるもの 補助率：1/3
3農林水産業費県補助金	10,869	8,486	2,383	1農業費県補助金	10,869	○埼玉県経営所得安定対策推進事業費補助金 700 直接支払推進事業の運営に必要な経費の一部に対して交付されるもの 補助率：定額補助 ○エコ農業直接支援事業費補助金 357 環境保全型農業直接支援事業の制度運営に必要な経費の一部に対して交付されるもの 補助率：3/4 ○農業委員会交付金 1,087 農業委員会委員の手当や職員設置費に要する経費の一部

(款)15 県支出金

(項) 2 県補助金

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
						に対して交付されるもの 補助率：定額補助 ○新規就農総合支援事業（青年就農給付金）費補助金 4,500 新規就農者確保事業における市町村が支給する青年就農給付金（経営開始型）の経費に対して交付されるもの 補助率：定額補助 ○米の需給調整支援事業費補助金 56 米穀の需給調整実施要領に掲げる水稻生産実施計画書の作成に要する経費に対して交付されるもの 補助率：定額補助 ○中山間地域等直接支払交付金 102 生産条件が不利な農用地の整備・管理に係る経費の一部に対して交付されるもの 対象者：竹本地区集落協定参加者 補助率：2/3 ○埼玉県多面的機能支援事業補助金 4,067 農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、地域共同で地域資源の適切な保全管理活動を実施する組織に対して交付されるもの 補助率：3/4
4商工費県補助金	1,533	281	1,252	1商工費県補助金	1,533	○消費者行政活性化事業費補助金 1,533 消費者相談の窓口体制の強化を図る整備事業を行う市町村に対して交付されるもの 補助率：相談員報償1/2、その他経費10/10

(款)15 県支出金

(項) 2 県補助金

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
5土木費県補助金	125	125	0	1都市計画費県補助金	125	○住宅・建築物安全ストック形成事業費補助金 住宅・建築物の最低限の安全の確保を図るため、住宅・建築物の耐震性の向上に資する事業等について交付されるもの 補助率：1/2
6教育費県補助金	2,267	1,724	543	1市町村総合助成事業費県補助金	1,118	○いじめ・不登校対策充実事業費補助金 いじめや不登校など問題行動の未然防止と解消を図るため、中学校に相談員を配置するための経費に対して交付されるもの 補助率：2/3
				2文化財保護費県補助金	1,149	○埋蔵文化財調査事業（発掘調査）補助金 埋蔵文化財調査に必要な経費に対し交付されるもの 補助率：1/4以内
計	80,861	72,507	8,354			

(款)15 県支出金

(項) 3 県委託金

1総務費県委託金	23,950	31,634	△7,684	1徴税費県委託金	22,730	○県民税徴収事務取扱費委託金 個人県民税に係る徴収金を賦課徴収した市町村に対して交付されるもの	22,730
				2戸籍住民基本台帳費県委託金	17	○人口動態調査費委託金 出生、死亡、婚姻、離婚等の動態を、国へ調査及び報告する事務に対して交付されるもの	17

(款)15 県支出金

(項) 3 県委託金

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明	
				区 分	金 額		
				3統計調査費県委託金	373	○埼玉県住民異動月報調査事務交付金 住民の異動の状況及び人口、世帯の実態を把握し、各種行政施策その他基礎資料とするために行う調査に係る経費に対して交付されるもの 交付率：10/10	5
						○埼玉県町（丁）字別人口調査事務交付金 町（丁）字別の年齢及び男女別人口に関する地区別統計情報を整備し、各種施策の基礎資料とするために行う調査に係る経費に対して交付されるもの 交付率：10/10	36
						○学校基本調査事務委託金 学校（市町村立の幼稚園・私立幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校等）に関する基本事項を調査し、学校教育行政上の基礎資料を得るために行う調査に係る経費に対して交付されるもの 交付率：10/10	9
						○工業統計調査事務委託金 工業の実態を明らかにするために行う調査に係る経費に対して交付されるもの 交付率：10/10	63
						○商業統計調査事務委託金 商業の実態を明らかにするために行う調査の準備に係る経費に対して交付されるもの 交付率：10/10	3
						○住宅・土地統計調査事務委託金	90

(款)15 県支出金

(項) 3 県委託金

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
						住宅・土地の保有状況及び世帯の居住状況等の実態を調査し、その現状と推移を全国及び地域別に明らかにするために 行う調査に係る経費に対して交付されるもの 交付率：10/10 ○就業構造基本調査事務委託金 162 国民の就業・不就業の状態を調査し、全国及び地域別の 就業構造に関する基礎資料を得るために行う調査に係る 経費に対して交付されるもの 交付率：10/10 ○経済センサス調査事務委託金 5 事業所・企業の活動状態を調査し、各種統計調査実施の ための母集団名簿を得るために行う調査に係る経費に対 して交付されるもの 交付率：10/10
				4人権政策費県委託金	830	○人権啓発活動再委託金 30 人権尊重思想の普及高揚を図る等の人権啓発活動に係る 経費に対して交付されるもの 交付率：10/10 ○地域人権啓発委託金 800 人権尊重社会をめざす県民運動協賛事業として実施する、 比企郡市人権フェスティバル開催に係る経費に対して交 付されるもの 交付率：10/10
2民生費県委託金	4	4	0	1障害者福祉費県委託金	4	○療育手帳再交付事務委託金 4 埼玉県療育手帳の再交付事務に係る経費に対して交付さ

(款)15 県支出金

(項) 3 県委託金

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
						れるもの
3衛生費県委託金	80	80	0	1環境衛生費県委託金	80	○彩の国環境保全交付金 前年度の公害等苦情処理件数に応じて、彩の国環境保全交付金交付要綱の規定に基づき交付されるもの 80
4農林水産業費県委託金	225	188	37	1農業費県委託金	225	○アライグマ個体分析調査業務委託金 埼玉県アライグマ防除実施計画に基づき、実施する有害外来生物の捕獲に要する経費に対して交付されるもの 交付率：定額交付 1頭につき 4,100円 225
5土木費県委託金	6,027	754	5,273	1都市計画費県委託金	27	○建築確認事務委託金 建築基準法に基づく申請書等の受付、送付及びその他事項の調査等の委託業務に要する経費に対して交付されるもの 基準額：均等割 6,800円+件数割 (360円/件) 8
				2道路改良事業県委託金	6,000	○県道改良事業委託金 県道岩殿岩井線の整備に関する覚書に基づき、町が実施する委託業務に要する経費に対して交付されるもの 6,000
△教育費県委託金	0	5	△5			
計	30,286	32,665	△2,379			

(款)16 財産収入

(項)1 財産運用収入

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1財産貸付収入	26,744	25,193	1,551	1土地建物貸付収入	26,727	○土地貸付料 23,180 <ul style="list-style-type: none"> ・ゴルフ場経営事業者土地貸付面積 (株)越生ゴルフ倶楽部：2,870.00㎡ 日本産業(株)：10,560.00㎡ (株)鳩山カントリークラブ：44,588.00㎡ 武蔵OGMゴルフクラブ：36,760.00㎡ 鳩山スポーツランド(株)：16,830.00㎡ ・大橋バス回転場土地貸付面積 川越観光自動車(株)：1,062.00㎡ ・旧ふれあいセンター跡地貸付面積 (株)ファミリーマート：1,366.59㎡ ・携帯電話アンテナ用地貸付面積 (株)NTTドコモ：204.09㎡ KDDI(株)：332.99㎡ ソフトバンクモバイル(株)：4.8㎡ ・鳩山団地内用地貸付面積 擁壁設置用地：41.30㎡ ・普通財産電柱設置用地貸付 東京電力(株)川越支社 ・大豆戸駐車場 駐車可能台数：6台分 ・太陽光パネル設置用地貸付面積 (株)東京エネシス：127㎡ ・多世代活動交流センター駐車場貸付面積 シルバー人材センター：200㎡

(款)16 財産収入

(項) 1 財産運用収入

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
						<ul style="list-style-type: none"> ・ 区画整理地内貸付地面積 (株)ベイシア：2,826㎡ ・ 特別養護老人ホーム用地貸付面積 (福)鳩山松寿会：9,445.55㎡ ○建物貸付料 3,547 <ul style="list-style-type: none"> ・ 多世代活動交流センター貸付料 (シルバー人材センター) 201.72㎡×500円×12か月 ・ ガラス工芸体験工房貸付料 8,400円×2曜日×12か月 ・ ガラス工芸体験工房備品等貸付料 4,500円×2曜日×12か月 ※ 2曜日とは火・土曜日のこと ・ チャレンジスペース貸付料 (5室分) 57,500円×12か月 ・ 鳩山支援センター「はばたき」貸付料 19,500円×12か月 ・ 健康づくりトレーニング室貸付料 9,000円×12か月×8グループ ・ 新規就農者用住宅賃貸借料 20,000円×12か月
				2地上権設定収入	17	○地上権設定収入 17 ガス管理設用地上権設定契約に基づく収入
2利子及び配当金	254	293	△39	1利子及び配当金	254	○財政調整基金利子 82 財政調整基金の預金利子としての収入 ○減債基金利子 1

(款)16 財産収入

(項) 1 財産運用収入

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
						減債基金の預金利子としての収入
						○ふるさとづくり基金利子
						ふるさとづくり基金の預金利子としての収入
						○土地開発基金利子
						土地開発基金の預金利子としての収入
						○地域福祉基金利子
						地域福祉基金の預金利子としての収入
						○庁舎等改修基金利子
						庁舎等改修基金の預金利子としての収入
						○まちづくり応援基金利子
						まちづくり応援基金の預金利子としての収入
						○北部地域活性化基金利子
						北部地域活性化基金の預金利子としての収入
計	26,998	25,486	1,512			

(款)16 財産収入

(項) 2 財産売払収入

1財産売払収入	3	3	0	1不動産売払収入	1	○町有地売払収入	1
						科目設定	
				2証券売払収入	1	○証券売払収入	1
						科目設定	
				3物品売払収入	1	○物品売払収入	1
						科目設定	
計	3	3	0				

(款)17 寄 附 金		(項) 1 寄 附 金			(単位：千円)	
目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1一般寄附金	1	1	0	1一般寄附金	1	○一般寄附金 科目設定 1
2まちづくり応援寄附金	20,000	50,000	△30,000	1まちづくり応援寄附金	20,000	○まちづくり応援寄附金 20,000 個性豊かで活力に満ちたまちづくり事業の発展のために受け入れるもの
計	20,001	50,001	△30,000			

(款)18 繰 入 金		(項) 1 特別会計繰入金				
1国民健康保険特別会計繰入金	1	1	0	1国民健康保険特別会計繰入金	1	○国民健康保険特別会計繰入金 科目設定 1
2介護保険特別会計繰入金	3	3	0	1介護保険特別会計繰入金	3	○介護保険特別会計繰入金 3 介護給付費分科目設定 地域支援事業費分科目設定 事務費等分科目設定
3後期高齢者医療特別会計繰入金	1	1	0	1後期高齢者医療特別会計繰入金	1	○後期高齢者医療特別会計繰入金 科目設定 1
計	5	5	0			

(款)18 繰入金

(項) 2 基金繰入金

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1財政調整基金繰入金	50,430	19,624	30,806	1財政調整基金繰入金	50,430	○財政調整基金繰入金 各年度間の財源調整のため、本年度不足する一般財源額を繰り入れるもの 50,430
2ふるさとづくり基金繰入金	5,000	1	4,999	1ふるさとづくり基金繰入金	5,000	○ふるさとづくり基金繰入金 ふるさとづくりの経費の一部に充当するため繰り入れるもの 5,000
3地域福祉基金繰入金	10,000	20,000	△10,000	1地域福祉基金繰入金	10,000	○地域福祉基金繰入金 地域福祉に係る経費の一部に充当するため繰り入れるもの 10,000
4庁舎等改修基金繰入金	1	1	0	1庁舎等改修基金繰入金	1	○庁舎等改修基金繰入金 科目設定 1
5北部地域活性化基金繰入金	13,000	20,000	△7,000	1北部地域活性化基金繰入金	13,000	○北部地域活性化基金繰入金 北部地域活性化事業経費の一部に充当するため繰り入れるもの 13,000
6まちづくり応援基金繰入金	14,201	32,950	△18,749	1まちづくり応援基金繰入金	14,201	○まちづくり応援基金繰入金 ふるさと納税寄附金推進事業経費及び宇宙のまち推進事業の一部に充当するため繰り入れるもの 14,201
計	92,632	92,576	56			

(款)19 繰越金

(項) 1 繰越金

1繰越金	65,000	65,000	0	1前年度繰越金	65,000	○前年度繰越金 前年度決算における剰余金を受け入れるもの 65,000
計	65,000	65,000	0			

(款)20 諸 収 入 (項) 1 延滞金加算金及び過料 (単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1延滞金	2,000	2,000	0	1延滞金	2,000	○町税延滞金 町税納付期限からの延滞に伴い納付されるもの 2,000
2加算金	1	1	0	1加算金	1	○加算金 科目設定 1
3過料	1	1	0	1過料	1	○過料 科目設定 1
計	2,002	2,002	0			

(款)20 諸 収 入 (項) 2 町預金利子

1町預金利子	1	1	0	1町預金利子	1	○預金利子 科目設定 1
計	1	1	0			

(款)20 諸 収 入 (項) 3 貸付金元利収入

1商工費貸付金元 利収入	3,000	3,000	0	1商工費貸付金元 利収入	3,000	○小口企業保証制度保証預託金 町内の小規模企業者に対し、企業経営の安定、発展に必要な事業資金を融資依頼するために、埼玉県信用保証協会と債務保証契約を結んだ金融機関に預託した資金を回収するもの 預託金：1金融機関 100万円 3,000
計	3,000	3,000	0			

(款)20 諸 収 入

(項) 4 受託事業収入

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1受託事業収入	128	128	0	1受託事業収入	128	○農業者年金業務委託手数料 農業者年金基金との委託契約に基づき、受託される年金事務に係る経費に対して交付されるもの 補助率：定額補助
計	128	128	0			

(款)20 諸 収 入

(項) 5 雑 入

1雑 入	60,216	55,875	4,341	1県収入証紙売捌き収入	1,500	○県収入証紙売捌き収入 県収入証紙の売り捌きに係る収入	1,500
				2県収入証紙売捌き手数料	30	○県収入証紙売捌き手数料 県収入証紙の売り捌きに係る手数料収入	30
				3雑 入	58,686	○生命保険等取扱手数料 団体生命保険及び損害保険として加入している保険料の 払込手数料に係る手数料収入	800
						○雇用保険被保険者掛金 雇用保険の被保険者である臨時職員から自己負担分として 納入されるもの	372
						○職員駐車場使用料 職員駐車場使用料として職員から納入されるもの	464
						○東日本大震災に伴う仮住居入居者水道等使用負担金 仮住居入居者から水道使用量に応じて納入されるもの	228
						○線下補償料 線下補償対象用地	36

(款)20 諸 収 入

(項) 5 雑 入

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明	
				区 分	金 額		
						J R 東日本(大橋バスターミナル) : 401.12㎡	
						○熊谷气象台震度測定施設電気料金 震度測定施設設置者より納入されるもの	17
						○役場庁舎自動販売機電気料金 自動販売機設置業者より納入されるもの	201
						○広告掲載スペース料 町の自主財源確保等のため行っている広報紙及び町ホームページへの有料広告掲載で、申込者から納付されるもの	470
						○財団法人埼玉県市町村振興協会市町村交付金 市町村振興宝くじ(オータムジャンボ宝くじ及びサマージャンボ宝くじ)の収益金を原資に市町村の振興のために交付されるもの	17,000
						○多世代活動交流センター自動販売機電気料金 自動販売機設置業者より納入されるもの	67
						○利用料収入(町分)町営ニュータウン駐車場 町営ニュータウン駐車場の利用料として指定管理者より納入されるもの	752
						○庁舎等コピーサービス料 役場庁舎のコピーサービス利用者より納入されるもの	72
						○急速充電器権利金(維持費用) 次世代自動車急速充電器の独占的利用権を与えることにより、その対価として運用に係る実費相当分を権利金として納入されるもの	524
						○がん検診手数料	1,704

(款)20 諸 収 入

(項) 5 雑 入

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
						各種がん集団検診受診者より自己負担分として納入されるもの（70歳以上は自己負担なし）
						○住民健診手数料 30歳代健診、C型及びB型肝炎集団検診受診者より自己負担分として納入されるもの
						○後期高齢者医療広域連合健康診査委託金 高齢者の医療の確保に関する法律の規定により行う後期高齢者健康診査委託料として、埼玉県後期高齢者広域連合より納入されるもの
						○AAA高年者トレーニング教室参加者負担金 AAAトレーニング教室参加者負担金として納入されるもの
						○健康料理教室参加者負担金 各種健康教室で実施する調理実習参加者より自己負担分として納入されるもの
						○介護予防サービス計画書作成料 地域包括支援センターにおける要支援認定者の介護予防サービス計画書作成に対するサービス報酬として納入されるもの
						○総合福祉センター派遣職員人件費返還金 前年度における総合福祉センター管理代行料の清算分として、指定管理者から納入されるもの
						○特別調整交付金（長寿・健康増進事業） 都道府県後期高齢者医療広域連合が策定した長寿・健康増進事業を実施した場合、広域連合より交付されるもの

(款)20 諸 収 入

(項) 5 雑 入

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
						○後期高齢者医療広域連合療養給付費負担金精算金 7,000 前年度に納めた療養給付費負担金の精算分として、埼玉県後期高齢者医療広域連合から納入されるもの
						○交通災害共済加入推進交付金 29 埼玉県市町村総合事務組合より、加入者の拡充を図るための推進費として交付されるもの
						○旧地域下水処理場太陽光発電電力売却分 7,617
						○活性化施設自動販売機電気料金 62 自動販売機設置業者より納入されるもの
						○農村公園主催事業参加者負担金 401 各種事業に要する材料費等の実費負担分として参加者から納入されるもの
						○特産品販売施設電気料負担分 1,584 施設使用団体から電気料金の一部として納入されるもの 納入額：電気料金－(基本料金の1/2+自動販売機分)
						○特産品販売施設水道料負担分 336 施設使用団体から水道料金負担分として納入されるもの
						○特産品販売施設自動販売機電気料金 62 自動販売機設置業者より納入されるもの
						○特産品販売施設売上清算金 1 科目設定
						○緑の募金(家庭募金)緑化事業等交付金 120 緑の募金運動実施要領に基づく家庭募金を実施した市町村に対し緑化推進委員会から交付されるもの 交付率：町で集めた募金総額の1/2

(款)20 諸 収 入

(項) 5 雑 入

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明	
				区 分	金 額		
						○特産品販売施設電話料金 施設使用団体から電話料金（電話使用料金の50%相当分） について納入されるもの	31
						○都市計画図等頒布代 都市計画図、基本図等の頒布代として納入されるもの	55
						○道路境界標柱代金 道路境界石の亡失に伴い請求された境界石販売代金	44
						○比企地域産米消費拡大活動助成金 米の消費拡大を進めることで、地域農業の振興を図るた ため、比企地域産米のPR活動に対して交付されるもの 助成額：13,000円以内	13
						○食コミ会議いっしょに食べよう食事会参加者負担金 「食」コミュニティ会議主催の食事会参加者の自己負担 分として納入されるもの	15
						○地域包括ケアセンター電気料負担金 彩西ナーシングケアから電気料金負担金として納入され るもの	500
						○地域包括ケアセンター水道料金負担金 彩西ナーシングケアから水道・下水道料金負担金として 納入されるもの	224
						○亀井小学校通学専用バス利用者協力金 亀井小学校通学専用バス運行経費の一部負担分として利 用児童の世帯から納入されるもの	418
						○亀井小学校太陽光発電電力余剰売却分	153
						○今宿小学校太陽光発電電力余剰売却分	115

(款)20 諸 収 入

(項) 5 雑 入

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
						民間開発に伴う埋蔵文化財記録保存のための調査に係る経費に対して原因者が負担するもの ○鳩山新ごみ焼却施設地内発掘調査原因者負担金 729 鳩山新ごみ焼却施設地内埋蔵文化財発掘調査（単独事業）費用の組合負担分として納入されるもの
計	60,216	55,875	4,341			

(款)21 町 債

(項) 1 町 債

1総務債	21,000	0	21,000	1北部地域活性化事業債	15,700	○泉井地区集落センター改築事業債 泉井地区集落センター改築工事実施設計業務に対する起債 起債充当率：75%	15,700
				2埼玉県ふるさと創造貸付金	5,300	○泉井地区集落センター改築事業債 泉井地区集落センター改築工事実施設計業務に対する起債 起債充当率：100%	5,300
2農林水産業債	178,300	0	178,300	1北部地域活性化事業債	133,700	○泉井交流体験エリア整備事業債 泉井交流体験エリア整備事業に対する起債 起債充当率：75%	112,900
						○上熊井農産物直売施設整備事業債 上熊井農産物直売施設整備に対する起債 起債充当率：75%	20,800

(款)21 町 債 (項) 1 町 債 (単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
				2埼玉県ふるさと 創造貸付金	44,600	○泉井交流体験エリア整備事業債 泉井交流体験エリア整備事業に対する起債 起債充当率：100% ○上熊井農産物直売施設整備事業債 上熊井農産物直売施設整備に対する起債 起債充当率：100%
3土 木 債	93,800	629,100	△535,300	1北部地域活性化 事業債	54,900	○防災安全交付金事業債 老朽化した社会資本等の総点検などにより、地方公共団 体が緊急に実施する通学路対策等の事業に対する起債 起債充当率：90% ○町道第1号線整備事業債 防災安全交付金事業の町単独事業に対する起債 起債充当率：90% ○町道第56号線外整備事業債 町道第56号線外道路改良事業に対する起債 起債充当率：90% ○町道第495号線整備事業債 町道第495号線道路改良事業に対する起債 起債充当率：90%
				2道路改良等事業 債	12,200	○町道第1248号線道路改良事業債 町道第1248号線道路改良事業に対する起債 起債充当率：90%
				3道路維持補修事 業債	10,500	○防災安全交付金事業債 老朽化した社会資本等の総点検などにより、地方公共団 体が緊急に実施する通学路対策等の事業に対する起債

(款)21 町 債

(項) 1 町 債

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
						起債充当率：90% ○町道第1323号線外整備事業債 4,500 防災安全交付金事業の町単独事業に対する起債 起債充当率：90%
				4橋りょう維持等 事業債	6,900	○防災安全交付金事業債 6,000 老朽化した社会資本等の総点検などにより、地方公共団 体が緊急に実施する通学路対策等の事業に対する起債 起債充当率：90% ○町内橋りょう維持事業債 900 防災安全交付金事業の町単独事業に対する起債 起債充当率：90%
				5都市再生事業債	6,000	○社会資本整備総合交付金事業債 6,000 都市再構築戦略事業の基幹事業（道路事業）町単独事業 に対する起債 起債充当率：75%
				6埼玉県ふるさと 創造貸付金	3,300	○町道第1248号線道路改良事業債 1,300 町道第1248号線道路改良事業に対する起債 起債充当率：100% ○町道第1323号線外整備事業債 1,200 町道第1323号線外舗装修繕工事に対する起債 起債充当率：100% ○町内橋りょう維持事業債 800 町内橋りょう長寿命化修繕設計業務に対する起債 起債充当率：100%

(款)21 町 債		(項) 1 町 債			(単位：千円)		
目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明	
				区 分	金 額		
4教 育 債	35,600	264,800	△229,200	1学校教育施設等 整備事業債	27,800	○学校給食センター改築事業債 学校給食センター改築事業に対する起債 起債充当率：補助分90% 継足分75%	27,800
				2埼玉県ふるさと 創造貸付金	7,800	○学校給食センター改築事業債 学校給食センター改築事業に対する起債 起債充当率：100%	7,800
5臨時財政対策債	230,000	230,000	0	1臨時財政対策債	230,000	○臨時財政対策債 平成13年度の地方財政対策により、普通交付税の代替措 置として設けられた特例地方債	230,000
△消 防 債	0	11,300	△11,300				
計	558,700	1,135,200	△576,500				